

千葉県都市公園内行為許可に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の都市公園における行為許可及び占用許可に関し必要な事項を定めることにより、本市の都市公園の適正な管理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 法 都市公園法（昭和31年法律第79号）をいう。

(2) 条例 千葉県都市公園条例（昭和34年千葉県条例第20号）をいう。

(3) 規則 千葉県都市公園条例施行規則（昭和34年千葉県規則第4号）をいう。

(4) 行為許可申請 条例第2条第2項の規定による申請をいう。

。

(5) 行為許可 条例第2条第4項の規定による許可をいう。

(6) 占用許可申請 仮設工作物に係る法第6条第2項の規定による申請をいう。

(7) 占用許可 仮設工作物に係る法第7条に規定する許可をいう。

(8) 仮設工作物 法第7条第1項第6号に規定する仮設工作物をいう。

(9) 事業者 飲食の提供や物品の販売、撮影、興行、競技会、展示会等を業として営む者

(10) 業 利益を得る目的をもって同種の行為を反復継続すること

(許可方針)

第3条 条例第2条第1項に規定する行為の内容ごとの許可方針は別表1のとおりとする。

(許可基準)

第4条 条例第2条第4項第1号に規定する「公衆の公園の利用に支障を及ぼすと認めるとき」に該当しない場合及び仮設工作物に係る法第7条に規定する「都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ必要やむを得ないと認められるもの」とは、少くとも次の各号のすべてに該当する場合とする。

- (1) 公園の風紀を乱すおそれのないこと。
- (2) 騒音等に注意し、他の公園利用者及び周辺住民に迷惑を及ぼすおそれのないこと。
- (3) 事故の発生するおそれのないこと。
- (4) 公園の施設又は設備を破損又は汚損するおそれのないこと。

2 集会が次の各号の一に該当する場合は、行為許可又は占用許可をしないものとする。

- (1) 過去に開催された集会等で騒動を引き起こし、暴力的行為又は違法行為を行ったことが明らかな団体又はその構成員による開催であるとき。
- (2) 集会の参加予定人員が、公園内に収容できないと認められるとき。

(受付期間等)

第5条 行為許可申請又は占用許可申請に係る受付期間は、行為又は占用を開始しようとする日（以下「占使用開始日」という。）の2月前における占使用開始日に応当する日（応当する日がない場合には、占使用開始日の属する月の前々月の末日又は応当する日が休日の場合には、その直前の休日でない日）から占使用開始日の7日前までとし、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(雨天等予備日)

第6条 占用許可は、公園の全部又は一部を独占して使用させることとなるので、雨天等のための予備日は認めないものとする。ただし、予備日が平日である場合又は当該公園が利用頻度の

低いものである場合で、公園の利用上支障がないと認められるときは、この限りではない。

(指定管理者との調整)

第7条 条例別表第3の施設及び別表第3の2の公園については、行為許可申請及び占用許可申請の内容について、申請者が施設管理者である指定管理者と調整済みであることを確認し、申請書を受理するものとする。

(使用時間)

第8条 行為許可又は占用許可を受けて公園内で第3条に規定する催し等を行う時間は、午前7時から午後8時までとする。ただし、公園の管理上支障がなく、かつ必要やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(誓約書)

第9条 集会の開催に係る行為許可申請又は占用許可申請の際には、都市公園内行為許可申請書又は都市公園占用許可申請書に誓約書(様式第1号)の添付を求める。

(優先確保)

第10条 第5条に規定する受付期間に先だち、次の各号の一に該当する場合は、優先的に行為許可申請又は占用許可申請を受け付けるものとする。

(1) 本市が、行政上使用する場合又は本市の施策と関連する事業を実施する者が使用する場合で、やむを得ないと認められるとき。

(2) 国又は他の地方公共団体が、行政上使用する場合で、やむを得ないと認められるとき。

(3) 報道機関又は公共的団体が市民的行事をなし、公益に資すると認められるとき。

2 優先確保に係る行為許可申請又は占用許可申請の手続きは、次の各号に掲げる順序により第5条に規定する受付期間の開始前に行うものとする。

(1) 優先確保に係る依頼文書(様式第2号)の提出

(2) 優先確保に係る決裁

(3) 都市公園内行為許可申請書又は都市公園占用許可申請書の提出

(減免方針)

第11条 規則第13条第1項第3号に規定する「市長が特に必要があると認める場合」とは、主に以下の場合をいい、原則全額免除とする。ただし、必要に応じて、内容や減免すべき要素を考慮し、減免の有無や減免額を決定する。

(1) 本市のほか、国、ほかの地方公共団体が主催、共催する場合

(2) 学校教育法に規定する団体がその設立目的のために使用する場合

(3) 社会福祉法に規定する団体がその設立目的のために使用する場合

(4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する団体がその設立目的のために使用する場合

(5) 自治会、町内会、子供会、婦人会、老人会、ボーイスカウト、ガールスカウト等が地元の行事で地元の公園を使用する場合

(6) 報道機関がニュース報道等のために使用する場合

(7) その他、公益性・公共性があり、本市事業との関連が認められる場合

2 前項第1号から第5号及び第7号において事業者による物品販売や広告掲示等があり、相応の利益等が見込まれる場合又は申請者が事業者から出店料等を徴収する場合、それに係る部分については、やむを得ないと認められる場合を除き原則減免しない。

3 第1項に該当せず、各種行政機関の副申、後援、協賛等がある場合については、内容や減免をすべき要素等を審査し減免の有無及び減免額を決定する。

附 則

この要綱は、昭和61年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月22日から施行する。

別表 1

種類	行為の種類別	許可方針
1 行商	行商、募金 その他これらに類する行為	<ul style="list-style-type: none"> ・単独の物販行為は許可しないが、興行や催しに付随して、物販を行う場合には許可をする。
2 募金		<ul style="list-style-type: none"> ・募金等の趣旨及び内容等を審査し、団体設立経緯や実績等を団体規約やHP等で確認し、許可を決定する。
3 チラシ・物品の配布		<ul style="list-style-type: none"> ・単独の配布行為は許可しないが、興行や催しに付随して、配布を行う場合には許可をする
4 業として行う物品の販売		<ul style="list-style-type: none"> ・単独の物販行為は許可しないが、興行や催しに付随して、物販を行う場合には許可をする。 ・買物弱者支援等、公益性・公共性がある場合には許可をする。
5 業として行うテレビ・映画・写真・配信映像の撮影・ラジオの放送	業として写真又は映画を撮影し、テレビ放映その他これに類することを	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県、市の広報の為の撮影は口頭による届出も可とする。 ・事件報道等、緊急を要するものは電話連絡での確認でも可とする。 ・撮影に関連する機材や車両等を置く場合は、別途占用許可を要する。
6 営利を目的の興行	興行	<ul style="list-style-type: none"> ・有料興行で入場料等の収入を目的とし、参加者や入退場を管理するものが該当する。 ・事業者が行う場合には、国、県、市の後援・協賛等

		を必要とする。
7 営利を目的としない興行 教室、講座、 体験会、ワー クショップ等		<ul style="list-style-type: none"> ・有料無料問わず、参加者や入退場を管理するものが該当する。 ・収支予算書を申請書に添付させる。 ・完了後の収支報告書の提出を許可条件とする。 ・内容に応じて、減免できる。
8 競技会 運動会 マラソン大会 ウォークラリー オリエンテーリング	競技会、展 示会、博覧 会その他 これらに 類する催 し	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会、ゲートボール大会等、場所を占用して行う場合やオリエンテーリング等で工作物を設ける場合には占用許可が必要であり、この場合、その区域内での行為許可は不要である。 ・事業者主催のマラソン大会等は興行とする。 ・マラソン等の園内通行で占用しない場合は、自由使用とする。
9 展示会 博覧会 品評会		<ul style="list-style-type: none"> ・公園の全部又は一部を占用して行う場合が該当し、占用許可を要する（行為許可は不要）。
10 物産展 マルシェ 朝市 バザー フリーマーケット 買物弱者支援の移動販売 (物品販売会等)		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の賑わい創出等、公共性・公益性のある場合には許可をする。 ・自治会等が販売等で使用する部分については全額免除できるが、事業者に係る部分は原則減免しない。
11 集会		<ul style="list-style-type: none"> ・一定の規模以上のものは許可を要する。 ・公園の全部又は一部を占用して行う場合は、別途占用許可を要する。
12 地域の季節行事		<ul style="list-style-type: none"> ・地元自治会等との利用調

<p>夏祭り 盆踊り</p>		<p>整を指導し、確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会等が販売等で使用する部分については全額免除できるが、事業者に係る部分は原則減免しない（有料公園施設内で指定管理者等に相応の使用料を支払っている場合は除く）。
<p>13 キャンプ バーベキュー</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・自治会、ボーイスカウト、少年野球、幼稚園、NPO等が行うデイキャンプやバーベキューが該当する。 ・必要に応じて、地元自治会等との利用調整を指導し、確認する。
<p>14 音楽会 上映会</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・無料のものが該当する（有料のものは興行）。 ・地元自治会等との利用調整を指導し、確認する。 ・音量や騒音対策について確認する。
<p>15 防災訓練</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・大規模なものや占用して行うものが該当する。 ・小規模で、火や消火器、消防車等を使用しないものは自由使用の範囲とする。
<p>16 花火大会</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・無料のものが該当する（有料のものは興行）。 ・大規模で公園の全部又は一部を占用して行う場合が該当し、占用許可を要する。 ・手持ち花火等のみの小規模で占用しない場合には自由使用の範囲とする。 ・火薬類取締法や火災予防条例に基づく必要手続きを指導、確認する。 ・地元自治会等との利用調

		<p>整を指導し、確認する。</p>
<p>17 餅つき大会 凧揚げ大会</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・無料のもので、大規模で公園の全部又は一部を占用して行う場合が該当し、占用許可を要する（有料のものは興行）。 ・自治会以外が申請者の場合、自治会をはじめとする周辺住民への周知を指導する。 ・小規模で占用しない場合には自由使用の範囲とする。

誓 約 書

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

住 所

団 体 名

代表者名 印

責任者 印

(注) 法人の場合、法人以外でも本人(代表者、責任者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

〇〇年〇月〇日 〇〇時〇〇分から〇〇年〇月〇日 〇〇時〇〇分まで、千葉市〇〇公園を使用するにあたり、下記事項を遵守することを誓約いたします。

- 1 都市公園法及び同法施行令並びに千葉市都市公園条例及び同施行規則を守り、公園管理担当職員の指示に従います。
- 2 許可を受けた時間内に準備から後片づけまで行い、時間の繰上げ及び延長は絶対にしません。
- 3 参加者数は 名を超過いたしません。
- 4 火気の使用は絶対にいたしません。
- 5 公園施設に張り紙又は張り札をし、公園内に立て札をいたしません。
- 6 大声、放歌若しくは騒音を発し、又は暴力をふるい他の公園利用者に迷惑を及ぼす行為は絶対にいたしません。
- 7 ヘルメット若しくは覆面を着用し、又は棒類、危険物等を携帯若しくは持込みをいたしません。
- 8 公園の使用にあたっては万全の注意を払って使用し、公園施設を損傷、汚損又は滅失したときは、全責任をもって補修又は弁償いたします。
- 9 今回の集会を開催することによって、公園及びその周辺においても他人の迷惑になることはいたしません。万一、他人に迷惑を及ぼす事態が発生したときは、全責任をもって解決すると共に、損害が発生した場合は、賠償いたします。
- 10 集会を開催するにあたり、官公署等に届出が必要な場合は必ず届出をし、関係官公署の指示に従います。
- 11 以上の項目に違反した場合に、使用上の制限、使用の停止、退去又は使用許可の取消を命ぜられ、また、今後貴市の都市公園の使用禁止措置をとられても無条件に従います。また、それによって当方が損害を受けても異議はもとより損害賠償等の請求はいたしません。

様式第2号

都市公園優先確保依頼書

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

住所・所在地

団体名・法人名

代表者氏名

担当者氏名

次のとおり行事等を実施したいので、都市公園の確保をしてくださるよう格別のご配慮をお願い申し上げます。

1 行事等の名称	
2 開催日時	
3 都市公園名	
4 主催者	
5 本市の後援の有無	
6 行事の内容	